

社会福祉法人の設立を考えている方へ

1 はじめに

社会福祉法人は、社会福祉法（以下、「法」という。）に基づく社会福祉事業（法第2条）を行うことを目的に設立された法人です。

社会福祉法人は、所轄庁の認可を受けて、設立登記することによって成立します。

法人認可にあたっては、定款を定め（法第31条）、社会福祉事業を行うに必要な資産を備える（法第25条）とともに、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置く（法第36条）必要があります。

法人の設立準備は、事業課との間で、施設の整備など社会福祉事業を行うことが決定した後、下記2の手順で進めます。

2 一般的な法人設立までの流れ

※事前協議から設立まで約1年～1年半の期間が必要です。（施設建設がない場合）

法 人	所 轄 庁
1 所轄庁及び事業課への事前協議	1 法人設立の趣旨、行政計画との整合性、事業開始に向けたスケジュール等
2 設立準備会の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・行政との継続協議 ・地域との協議 ・役員候補者の選定 ・事業計画の策定 ・定款の策定 ・資金計画の策定 ・施設建築に向けた計画 ・土地の確保 ・贈与契約の締結 ・法人移行に向けた整理 等 	
3 法人認可申請書の提出	3 法人設立認可に向けた審査
4 設立認可証の受領	4 設立認可証の授与
5 第1回法人理事会～設立登記	
社会福祉法人の設立	

3 社会福祉法人を設立し、どのような事業を行う予定ですか。

①社会福祉法人が行うことのできる事業は限られています。

（社会福祉事業：社会福祉法第2条に限定列举）

（公益事業及び収益事業：社会福祉法第26条に規定）

②社会福祉法人の行う事業は、社会福祉法第2条で規定されていますので、それ以外の事業によって、社会福祉法人の設立はできません。

- ③社会福祉事業と併せて行う公益事業及び収益事業の事業規模が、全事業の過半を占めることはできません。

4 事業の経営拠点は、どこを考えていますか。

- ・市町村ごとに施設や利用者（入所者）の数などの整備計画が策定されていますので、施設整備予定の市の社会福祉事業の所管課や県の関係各課と十分に協議してください。
なお、整備計画を超えて施設を整備することはできません。

5 事業経営のための資産はどのように規定されるのですか。

- ・事業経営のための資産とは、原則として社会福祉法人所有の土地、建物等をいいます。
- ・社会福祉法人は、社会福祉法第25条により「社会福祉事業を行うに必要な資産（基本財産）を備えなければならない。」と規定されており、社会福祉事業を行うために必要なすべての土地・建物を所有していなければなりません。法人設立認可後、速やかに登記する必要があります。
- ・社会福祉法人が土地・建物を所有せずに国や地方自治体から土地・建物の貸与又は使用許可を受けている場合は、1,000万円以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。）を有していなければなりません。

6 建設資金はどのように確保しますか。（施設建設がある場合）

- ・建物の建設資金は、自己資金として相当額を用意する必要があります。施設の種類によって、県・市の補助金制度を受けられる場合があります。
- ・建設資金の借入金として、独立行政法人福祉医療機構から公的融資制度を利用（融資限度額有り）することができますが、あくまで「借入金」ですので、施設開設後返済しなければなりません。

7 運転資金はどのように確保しますか。

- ・法人の設立当初の運転資金として、少なくとも年間事業予算の約12分の1以上（介護保険事業、障害福祉サービス、障害児通所支援、障害児入所支援を行う場合は約12分の2以上）の資金（現金、普通預金又は当座預金等）が必要となります。

8 社会福祉法人の運営は、誰がするのですか。

- ・上記2～6の条件が整って社会福祉法人の設立を行うこととなりますが、法人を運営していくためには役員（理事・監事）が必要となります。
- ・役員の報酬は、役員の地位にあることのみをもって、支給することはできません。不当に高額なものとならないよう支給の基準を定めることとなります。
- ・報酬の支給基準は評議員会の承認を受け、公表しなければなりません。

9 どのような人が、評議員及び役員（理事・監事）になる予定ですか。

- ・評議員及び役員の就任にあたっては、いくつかの条件を満たす必要があります。

(1) 共通事項

- ・関係行政庁の職員が法人の評議員又は役員になることは、法第61条に「国及び地方公共団体は法人の自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと」（第1項第2号）及び「法人が国及び地方公共団体に対して不当に財政的、管理的援助を仰がないこと」（同項第3号）と規定し、公私分離の原

則を定める趣旨に照らすと適当ではないので差し控えることとなります。

- 実際に法人運営に参画できない者を、評議員又は役員として名目的に選任することは適当ではありません。
- 暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員又は役員となることはできません。
- 欠格事由（評議員及び役員（理事・監事）となることができない者）

①法人

②精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

③生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

④③のほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

⑤所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員

(2) 評議員（7人以上）：理事の員数を超える数

- ①評議員の選任及び解任の方法については、法人が定款で定めることになるが、理事又は理事会が評議員を選任する旨の定めは無効であること。定款で定める方法としては、外部委員が参加する機関（評議員選任・解任委員会）を設置し、この機関の決定に従って行う方法等が考えられる。
- ②「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから選任することとしており、法人において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続きにより選任されている限り、制限を受けるものではない。
- ③自らが評議員を務める社会福祉法人の理事、監事又は職員を兼ねることはできない。
- ④各評議員又は各役員の配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各評議員又は各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならない。

【各評議員又は各役員と特殊の関係にある者の範囲】

①配偶者

②三親等以内の親族

③厚生労働省令で定める者（規則第2条の7、第2条の8）

i 当該評議員又は役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ii 当該評議員又は役員の使用人

iii 当該評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

iv ii又はiiiの配偶者

v i～iiiの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

vi 当該評議員又は役員が役員（注）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の評議員の総数の3分の1を超える場合に限る。）

（注）法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。

vii 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を

超える場合に限る。)

viii 次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）（同一の団体の職員が当該社会福祉法人の評議員の総数の3分の1を超える場合に限る。）

- ・国の機関，地方公共団体，独立行政法人，国立大学法人，大学共同利用機関法人，地方独立行政法人，特殊法人，認可法人

(3) 理事（6人以上）

①理事は，評議員会の決議により選任する。

②理事は次に該当する者をそれぞれ1人以上含まなければならない。

A 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者

- ・社会福祉に関する教育を行う者
- ・社会福祉に関する研究を行う者
- ・社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
- ・公認会計士，税理士，弁護士等，社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者

B 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者

- ・社会福祉事業を行う団体の役職員
- ・民生委員・児童委員
- ・社会福祉に関するボランティア団体，親の会等の民間社会福祉団体等の代表者等
- ・医師，保健師，看護師等保健医療関係者
- ・自治会，町内会，婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

C 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては，当該施設の管理者

③理事のうち1名を理事長とする。理事長以外に定数の範囲内で業務執行理事を選任することもできる。

④理事同士が親族等特殊関係人に該当する場合は，人数制限がある。特に他の法人の理事に就任している人同士が，そのまま今回設立する法人の理事に就任する場合は，特殊関係に当たるので人数制限に注意が必要となる。

【各理事と特殊の関係にある者の範囲】

①配偶者

②三親等以内の親族

③厚生労働省令で定める者（規則第2条の10）

i 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ii 当該理事の使用人

iii 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

iv ii又はiiiの配偶者

v i～iiiの三親等以内の親族であって，これらの者と生計を一にする者

vi 当該理事が役員（注）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員，業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の評議員の総数の3分の1を超える場合に限る。）

（注）法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には，その代表者又は管理人

を含む。

vii 次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）（同一の団体の職員が当該社会福祉法人の理事の総数の3分の1を超える場合に限る。）

- ・国の機関，地方公共団体，独立行政法人，国立大学法人，大学共同利用機関法人，地方独立行政法人，特殊法人，認可法人

(4) 監事（2人以上）

①監事は，理事と同様，評議員会の決議により選任する。

②監事は次に該当する者が含まなければならない。

A 社会福祉事業について識見を有する者

- ・社会福祉に関する教育を行う者
- ・社会福祉に関する研究を行う者
- ・社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
- ・公認会計士，税理士，弁護士等，社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者

B 財務管理について識見を有する者

- ・弁護士
- ・公認会計士
- ・税理士
- ・会社等の監査役及び経理責任者等

③監事は他の役員と親族等の特殊な関係にあってはならない。

④監事は当該法人の評議員，理事又は職員を兼ねることはできない。

⑤監事は当該法人に係る社会福祉施設の整備，運営と密接に関連する業務を行う者であってはならない。（例えば，監事の所属する事務所が会計処理等を受託することはできません。）

【各役員と特殊の関係にある者の範囲】

①配偶者

②三親等以内の親族

③厚生労働省令で定める者（規則第2条の11）

i 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ii 当該役員の使用人

iii 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

iv ii 又は iii の配偶者

v i ～ iii の三親等以内の親族であって，これらの者と生計を一にする者

vi 当該理事が役員（注）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員，業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限る。）

（注）法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には，その代表者又は管理人を含む。viiにおいて同じ。

vii 当該監事が理事若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員，業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限る。）

- viii 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）
- ix 次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）（同一の団体の職員が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限る。）
- 国の機関，地方公共団体，独立行政法人，国立大学法人，大学共同利用機関法人，地方独立行政法人，特殊法人，認可法人

10 法人設立の事務は、誰が担当されますか。

- 社会福祉法人の設立申請には、多岐にわたる書類を必要とします。これらの書類は今後の法人運営に大変重要なものですので、法人の設立後、理事長や施設長になる予定の方が直接事務手続きを行ってください。

※ 発起人の法的責任について

- 発起人の事務の遂行に伴って、個人的に法的責任が発生する場合があります。
- 発起人がその事務を行う際には、高度の注意義務が要求されます。したがって、発起人代表者が注意を怠り、第三者に対して損害を及ぼした場合、その代表者は個人的に賠償責任を負うこととなります。さらに、代表者以外の発起人も、注意をすれば損害の発生を防ぐことができるにもかかわらず、その注意を怠った場合には、代表者以外の発起人も賠償責任を負うこととなります。

社会福祉法人の設立準備について

設立予定者同士が設立準備会（発起人会等名称は様々）を発足し、準備を進めていくのが一般的な対応となります。

1 準備会の位置付け

準備会は、社会福祉法人を設立するまでの期間、法人設立や施設整備等に必要な事項全般を審議、議決する合議制機関で、構成員は法人設立時において役員就任予定者（理事・監事）等をもって組織します。

2 準備会の構成員

準備会の構成員の人数に制限はありませんが、法人設立後の運営がより確実に行われるためには、事業の継続性の観点から、設立準備の段階から関与している者が引き続き運営を継続することが求められています。法人設立後、理事長に就任する予定の者を含め、法人設立時における役員就任予定者全員が準備会の段階から参画することが望ましいと言えます。

3 準備会の組織等

ア 総会

準備会を運営するにあたっては、意思決定を行うための総会を設ける必要があります。総会は準備会の構成員全員からなり、その決定は多数決により行います。また、審議した内容は議事録として書面に残すことが必要です。

イ 代表者

構成員の中から1名の代表者を選任する必要があります。初めて開催される準備会で代表者の選任を行います。

ウ 監査機関

設立準備には各種経費が発生します。準備会における資金や財産は、すべて構成員による総有財産であり、各構成員はその状況を把握し、適正に執行することを求める権利があります。そこで、代表者とは別に監査人を定め、少なくとも準備会解散時には監査を行い、その結果を総会で報告する必要があります。

エ 規程（会則）

設立目的については合意を図るとともに、基本的な事項についてルール化するため、準備会の立ち上げに際しては、準備会規程や準備会会則（以下「規程等」といいます。）を定めることが望ましいと考えられます。

＜規程等に定める内容の例＞

①目的 ②準備会の組織、構成 ③代表者の選任及び解任方法 ④議決方法等運営に関する事項 ⑤監査 ⑥資産及び会計 ⑦解散及び残余財産の処分

4 準備会における会計管理

準備会運営費には公的な助成制度がないため、設立代表者または準備会の委員等が拠出することにより確保することが必要となります。

ア 会計担当者の選任

適正な会計事務の遂行と会計管理の責任体制を明確化するため、会計担当者を選任することが望ましいと考えられます。

イ 予算・決算について

準備会の事業年度単位については、4月（または準備会設立時）に始まり、翌年3月末までを1期とします。各事業年度においては、予算を作成し、年度末には決算行為を行うことが望ましいと考えられます。予算は会計年度前に総会に諮り、決議を経る必要があります。また、決算についても監査人の監査報告と併せて、年度終了後同様に扱う必要があります。

ウ 法人設立資産の取扱い

法人設立に必要な資産（基本財産、建設自己資金、運転資金、法人事務費等）は、法人設立後に贈与契約書に基づき寄附を受けるもので、原則として、準備会段階の経費に充てることはできません。ただし、施設整備に関する支出について、建設自己資金のうち基本設計費等は、法人設立前に執行する契約を締結している場合、準備会段階での支出は可能です。

エ 資産と負債の取扱い

法人設立後に精算をして決算書をまとめ、その結果、残余資産がある場合は設立法人に移管することが望ましいとされています。ただし、未払費用や借入金等の負債を法人に引き継ぐことは認められないので準備会において精算する必要があります。

施設整備については、法人設立後も精算を行うことなく、そのまま法人に引き継ぐため、法人と同じ会計年度で処理を行い、年度末現在で決算を行います。

社会福祉法人の設立認可申請について

1 社会福祉法人設立認可

社会福祉法人を設立するには、社会福祉法の定めるところにより事業を行おうとする区域を管轄する市長（県内の2以上の市町村で事業を行おうとする場合は鹿児島県知事）の認可を得る必要があります。また、事業を行おうとする区域が2以上の都道府県にまたがる場合は、厚生労働大臣の認可を得る必要があります。

2 社会福祉法人設立認可申請に必要な書類

社会福祉法人設立認可申請書類一覧表を参照

3 認可申請の時期

社会福祉法人の設立認可申請は、運営開始につき、所轄課及び事業課との協議も整い、設立に向けての準備が整理された段階ではじめて申請書類に関する書類一式を提出していただくことになります。

施設建設のための補助金等の内示通知及び独立行政機構福祉医療機構からの借入金に係る審査結果通知があった後に行うことができます。

4 提出先

認可申請は、上記2の書類を指宿市役所地域福祉課社会福祉係（指宿市のみで事業を行おうとする場合）に提出してください。

また、事業を行おうとする区域が2以上の市町村にまたがる場合は、鹿児島県の社会福祉事業の所管課に提出してください。

設立認可後の手続きについて

1 設立登記

本市での法人認可に伴う手続きが完了した後、本市から法人宛に認可通知書をお渡します。

法人はこの通知書をもとに、認可日から起算して2週間以内に法人設立登記をしなければなりません。(組合等登記令第2条)

法人の設立は、認可通知書の交付をもって行うのではなく、この設立の登記をしなければ設立が認められない仕組みになっていますので必ず行ってください。(社会福祉法第34条)

<社会福祉法人の設立登記事項>

- ア 目的及び業務
- イ 名称
- ウ 事務所の所在地
- エ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- オ 存続期間または解散の事由を定めたときは、その期間または事由
- カ 資産の総額

2 役員等の選任と代表者の登記

設立登記が完了した後、遅滞なく正規の役員等を選任するための手続きを行っていただくため、次により理事会等を開催してください。その後、選任された理事長を2週間以内に登記する必要があります。(組合等登記令第3条)

<手続きの流れ>

ア 第1回理事会【役員候補者（設立準備会役員等）による会議】

- ・評議員選任解任委員会の設置
- ・評議員候補者の選任

イ 評議員選任解任委員会の開催

- ・評議員の選任

ウ 第2回理事会【役員候補者（設立準備会役員等）による会議】

- ・評議員会の招集の決議（法施行規則第181条）

※評議員会招集通知の発出（開催日の1週間（中7日間）以上前）

エ 第1回評議員会の開催

- ・理事の選任
- ・諸規定の承認（早急に必要となる規程類）

※設立認可時に承認済みの定款については、報告を行うことが望ましい。

オ 第3回理事会【新たに選任された理事による会議】

- ・理事長の選定

カ 理事長の登記

- ・組合等登記令に基づく代表者の登記

3 寄附財産の移転

法人の基本財産として、土地や建物等の寄附を受けることになっていた場合については、法人設立登記と同時並行で寄附財産の移転を行ってください。

また、財産の移転を行ってから1か月以内に、所轄庁に寄附財産移転完了報告書を提出してください。

<寄附財産移転完了報告事項>

- ア 寄附財産移転完了報告書
- イ 財産目録
- ウ 法人登記事項証明書
- エ 不動産登記事項証明書
- オ 預金残高証明書
- カ 領収書の写し
- キ 法人の印鑑登録証明書
- ク その他必要な書類

4 定款変更申請

寄附財産の移転により、基本財産への変更が加えられることとなりますので、理事会の議決に基づき、定款変更の申請を行ってください。土地については所有権の移転が完了した時、建物については竣工後、所有権保存の登記が完了した時が定款変更申請のタイミングとなります。

社会福祉法人運営上の手続きについて

1 法人の運営に際して、定款記載事項の変更、基本財産の処分、基本財産を担保に供する等が生じた場合は、所轄庁の認可又は承認がなければ認められません。

2 登記事項に変更がある場合は、変更の登記をしなければなりません。

- 法人の資産に変更があった場合は毎会計年度終了後3月以内
- 名称、理事長、所在地、目的に変更があった場合はその都度2週間以内

3 社会福祉充実残額・社会福祉充実計画

毎会計年度、社会福祉充実残額を算定し、社会福祉充実残額がある法人は、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画を作成することが必要となります。

【活用可能な財産（資産－負債－基本金－国庫補助等特別積立金）】

- － 【①事業用不動産等】 【②将来の建替費用等】 【③運転資金】
- ＝ 【社会福祉充実財産】

4 社会福祉法人が作成する書類等

社会福祉法人は、決算関係書類等を作成し、備置き・所轄庁への届出・公表（インターネットによる）を行うことが必要になります。

- 計算書類等 計算書類（貸借対照表・事業活動計算書・資金収支計算書）
計算書類の附属明細書
事業報告の附属明細書
監査報告
- 財産目録等 財産目録
役員等名簿
報酬等の支給の基準を記載した書類
現況報告書
事業計画書
算定シート
- 社会福祉充実計画（社会福祉充実残額がある場合のみ）